

ストレスチェック制度について

- 平成 27 年 12 月 1 日から、労働者数 50 人以上の事業場を対象として、年 1 回のストレスチェックの実施が義務付けられています。実施結果は所轄の労働基準監督署に報告しなければなりません。
- ストレスチェックは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、回答を集計・分析することで、
 - ・ 労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
 - ・ 集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること
 などにより、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。

